

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 28 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2011～2014

課題番号：23252002

研究課題名(和文)中国の地方政府における環境ガバナンスと環境紛争解決機能の向上に関する研究

研究課題名(英文)A study on improvement of environmental governance and function for solving environmental disputes in local governments of China

研究代表者

北川 秀樹(KITAGAWA, Hideki)

龍谷大学・その他部局等・教授

研究者番号：60360252

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 27,300,000円

研究成果の概要(和文)：中国では、環境悪化の中で生態文明の提唱や環境保護法改正など、環境法政策は強化されつつある。一方で、環境紛争を解決する行政手続きが多用されているものの、司法については独立の問題もあり正義と公平に基づいた判断とその執行を期待することは難しい。また、中央・地方政府の経済部門に比べ環境保護部門の権限は弱く、環境保護を推進する体制が不備といえる。環境情報の公開は環境影響評価制度などで進みつつあるものの、社会治安維持の関係から制限されている。住民や環境NGOの活動はますます活発になりつつあり、欧米や日本とは異なる独自の道を歩むものと考えられる。

研究成果の概要(英文)： Chinese central government recently established new laws and policies such as an adovocation of Eco-civilization,an amendment of environmental protection law and so on. On the otherhand, it is difficult for common people to win suits relating to environmental disputes and attain their objectives because of judicial unindpendence.

In both central and local governments, the power of environmental protection bureau is weak comparing with economic or commercial department. Therefore we consider the system for pushing forward an environmental policy is incomplete. The disclosure of environmental information are restricted from the view point of social stability besides in the field of EIA. Activities of citizens and environmental NGOs become more and more energetic, but they are considered to develop in original way peculiar to China.

研究分野：環境法政策

キーワード：環境ガバナンス 環境紛争 公衆参加 環境NGO 環境公益訴訟

1. 研究開始当初の背景

中国は1979年の改革開放政策転換以降、急速な経済発展を遂げたが、一方で環境汚染や開発による環境破壊が顕在化し、深刻な健康被害(癌の多発による死者の増加など)や住民の集団行動も伝えられている。これに対し、国は1979年の環境保護法(試行)の制定を嚆矢に、戦略的環境影響評価制度をはじめ先進的な政策を制定するなど、環境法体系を基本的に整備してきた。また、第12次五カ年計画においても具体的な数値目標を掲げ環境対策を強化している。このような法政策整備の進展により、中国の環境は局部的には改善されているが依然として全体としては悪化している。

2. 研究の目的

研究代表者は、先行研究において政権党一党指導下でのチェック機能の欠如、形式的な公衆参加の実態等を指摘してきた。研究成果は、2008年に『中国の環境問題と法・政策』(編著書、法律文化社)、2012年に『中国の環境法政策とガバナンス』(編著書、晃洋書房)を出版している。本研究は、これらを継承し環境ガバナンス改善のための最重要課題を未然防止と紛争解決に分類し、事例調査を通して法学、経済学、社会学の視座から総合的に考察し、環境要素の改善と公衆の環境利益の保護につながる政策モデルを考察することを目的とする。

3. 研究の方法

主として環境法政策、環境行政に関する調査、考察を行うグループ、環境財政と環境政策に取り組むグループおよび環境法廷と公益訴訟など司法の課題に取り組むグループの三つに分け、行政、司法関係職員へのインタビュー調査、座談会、ワークショップの開催などにより研究を遂行した。平成24年度、25年度は文献、現地調査を中心に、26年度は補足調査のほか、中国および第三国の研究者を招へいして国際シンポジウムを開催した。研究期間内には、適宜各グループの全メンバーが会する研究会を開催し、調査事項、調査地の調整を行った。調査対象地域は、経済の発展段階と地域バランスを考慮し、沿海部と内陸部から選定することとし、結果的に、北京、上海、南京、武漢、西安、長沙、成都などを対象とした。

4. 研究成果

(1). 法政策の動向

2013年11月開催の中国共産党18期3中全会において、「中共中央の若干の重大問題を全面的に深化改革することに関する決定」(3中全会決定)のなかで、「生態文明」の建設が提起された。また、環境保護法改正案が2014年4月に全国人民代表大会(人大)常務委員会でも可決、成立した。この二つの動きから、

中国政府の環境問題対応の基本的な考え方と特徴について考察した。

・生態文明

3中全会決定14章で、生態文明制度が掲げられた。生態文明の建設に関するバランスの取れた制度の確立、最も厳格な汚染源改善・損害賠償・責任追及・環境改善と修復制度の実行、および制度を活用した生態環境保全を明記した。

自然資源の財産権帰属の明確化と用途管理の実施、管理責任の所在と追及の厳格化、生態機能区の中で重点的に保護しなければならない地区の確定、経済発展優先の成績審査の転換と幹部の責任追及、汚染者負担、受益者負担原則の貫徹と市場メカニズムを活用した生態補償制度の確立などを重点として掲げた。すなわち、資源に対する国の管理強化、環境汚染や破壊に対する責任追及、費用負担の制度確立を明確にした。

このほか、同決定では成績評価について審査評価システムを改善し、経済成長のスピードで成績を評価する傾向を糺し、資源消耗、環境損害、生態効果、生産過剰、科学技術の刷新、安全生産、新増加債務等の基準の強化などによる省エネ、環境面での基準整備を強調した。さらに9章の「中国の法治」において省以下の地方法院、検察院の人事と財政の統一管理を推進し、行政区画と分離した司法管轄制度の確立を模索するとして、司法の独立を志向している。

・環境保護法の改正

1989年の制定から25年ぶりに改正された。国内では法の位置づけも含め、激しい議論が展開された。改正法において、新規に加わったものや現行法と比較しての改善点は、「従来、環境汚染中心であった法律を自然保護、廃棄物の領域まで広げたこと」「政府や企業の情報公開を義務付けたこと」「住民やメディアの監視・監督機能を重視し公衆参加を充実、環境NGOによる公益訴訟を義務付けたこと」「違反を続ける企業に対して、一日ごとに過料を課す「日罰制」の創設にみられるように法律責任を強化したこと」を挙げることができる。特に責任強化については、草案第二次審議稿より一層強化されている。

(2). 共産党・政府の幹部人事制度

地方政府幹部(共産黨員)に対して、「地方党政領導班子和領導幹部綜合考核評價弁法(試行)」(任期終了時の審査規定)をもとにインタビューした。

・民意調査はアンケートが通常で民主評価より広い(18条)。現場の出先機関の職員まで意見を聴取する。例えば、県政府の指導層(者)の場合、郷鎮、農家の意見を聞くことや村民座談会まで開くこともある。実績分析は、経済発展、社会発展、持続可能な発展、民意調査の結果をもとに、満足、比較的満足などの意見をつける(28条)。点数評価はされておらず、環境面での審査の比重を高めたとの事実確認できなかった。

・弁法 30 条では統計数値を計算し、公衆の満足度も数値化し定量的に表すとなっているが、点数はつけられていない。「持続可能な発展」について、点数配分を決め採点するようなことは行われていない。

以上、経済面での実績や職員・民衆の評価をもとに人事評価が行われているが、環境面についての数量的評価は行われていない。

(3).環境保護部門の職責

周生賢環境保護部長は、中国の環境保護部門は世界で最も苦境に追い込まれている四つの部門に含まれると発言(2012.11.12 中外記者招待会)。問題が起これば他部門の責任は問われず環境保護部門が非難されるとした。北京大学の汪勁教授は、東京での講演で「地方環境保護局長は職責を果たしても責任を追及される」ため、環境保護局長には、要人とコネがない人が任命されがちであるとともに、なり手がいないなどの問題点を抱えていると指摘した。中央政府においても、環境保護部門は日本と同様、経済関連部門に比べて重視されておらず、地位は高くないことを確認できた。

(4).情報公開と公衆参加

改正環境保護法において、まず「ニュースメディアは環境保護の法律、法規および環境保護知識の PR を行い、環境違法行為に対する世論の監督を行う」とし、教育機関やメディアの役割を盛り込んだ(9 条 2 項、3 項)。また、国と並んで省級以上の人民政府環境保護部門は定期的に環境状況公報を公布することとした(54 条 1 項)。地方レベルでの環境情報の公開促進が期待される。さらに、環境影響評価手続きにおける公衆参加について、「環境影響報告書を作成しなければならない建設プロジェクトは、建設機関が作成時に公衆に状況を説明し、十分意見を求めなければならない」とした。加えて環境保護部門が報告書を受け取った後、国家機密と商業秘密にわたる場合を除き、全文公開が義務づけられたほか、建設プロジェクトについて十分住民の意見を聴取することを義務付け、実質化を図った(56 条)。従来概要版しか公開されなかったことから比べると、現在は環境影響報告書の全文を閲覧することができ、大きな前進である。

(5).住民の環境意識

二つのアンケート調査を分析した。

・西安市民調査

中国西北大学の研究者と共同で 2009 年に、西安市民 400 世帯を対象に環境意識調査を行った。本調査は 2006 年に続いて実施したものである。

・公衆の環境知識レベル、環境問題の重要性および環境保護の意義に対する認識は 2006 年と比べ、小幅な上昇が見られた。

・環境行動にも改善が見られる。特に、表面的環境行動(日常生活での取組み)は、わずか 3 年間で 25.5% 近く上昇し大幅な改善が見られた。

・深層的環境行動(活動)にも改善が見られるが、公衆の参加度が依然として低い。

・南京市民調査

2010 年に南京大学環境学院の研究者に委託して、南京市民の環境意識についての調査を実施した。南京市は上海に近い経済発展都市であり、所得の高い地域であるため西安市との比較が可能となる。対象者は南京市の 6 つの区に在住する 259 人である。

「環境保護の意識」については、全体の平均点は低い中、「環境保護の重要性は経済建設に劣らない」を挙げたものが最も高い。次いで「過度の経済発展の追及は環境問題を生みやすい」「環境汚染と破壊はすでに深刻である」がこれに次ぐ。一方で、「環境保護と我々は関係ない」という無責任な設問の平均点は極めて低い。これらのことから経済発展と同様に環境保護を重視している市民が多いことが明らかである。

「環境政策満足度」の全体の平均点は、「環境保護満足度」の平均点より高くなっている。「9 月 22 日のノーカーディ」が最も高く、市民は比較的満足しているという段階にある。「レジ袋制限政策」「環境質報告・環境情報公開制度」がこれに続く。一方、最も低いのは「水価格公聴会」「社区環境協調・円卓会議制度」であるが、各設問の点数には全体的に大きな開きがない。市民に身近なレジ袋や情報公開には関心があるが、公聴会や円卓会議は誰でも参加できるものでないため、満足度に反映されているのではないかと推測される。

(6).環境保護民間組織(環境 NGO)

近年、環境 NGO の活発な活動も紹介されており、意識の高い環境 NGO の存在を確認できた。一方で環境 NGO に対する政府の警戒感は強く、政府との良好な関係を維持している一部の団体を除き登録、活動はきわめて制限されている。社団登記管理条例 13 条 2 号、民弁非企業単位登記管理暫行条例 11 条 3 号により同一行政区域内で、業務範囲が同じまたは類似の社会团体、民弁非企業団体の登録は認められない。カリフォルニア大学アバイン校の Benjamin van Rooij 教授は環境法のコンプライアンスについての欧米諸国と異なる中国の特色として、「政治的・法的に限られた公衆参加」と「NGO の限られた役割」を挙げている。公衆参加をリードする環境 NGO の急速な発展は困難であると考えられる。

(7).環境経済政策(生態補償メカニズム)

生態補償メカニズムは、「生態環境の保護により人と自然の協調を目指して、生態システムサービス価値、生態保護コスト、発展機会コストをもとに行政と市場手段を運用し、環境保護と建設事業者の利益関係を調整する環境経済政策」と解され、注目されている。同意見は費用負担について「開発する者が保護し、破壊する者が回復し、利益を得る者が補償し、汚染者が費用を払う」との基本原則

を示しており、各地で概ねこの考え方に基づいて各種の取り組みが行われてきた。しかし、試行されている生態補償は、主として政府の財政資金を活用した措置であり、その内容も汚染者負担を含むなど、国際的に通用する生態補償サービス支払い；Payments for Ecosystem Services(PES)とは異なりきわめて広範な概念となっている。

条例起草作業に参画する北京大学・汪勁教授は環境に影響を与える、すべての金銭補償をこの概念で括るとのことであり、日本には例を見ない制度である。本制度はどのように概念定義され、試行されているのか、生態システムサービス、発展機会をどう貨幣価値に換算するのか、区域、森林、鉱山など生態補償全般を対象に体系的に整理、分析したものは見当たらない。

(8).環境紛争の解決

中国では、調停や仲裁などの非訴訟方式による各種の紛争解決制度が広範に利用されており、中国の環境紛争のうち75%以上が各種調停により解決されている。このうち行政調停は、「特定の機能を持つ行政機関が法律に基づき、所管事項に関する特定の民事・経済に関する紛争事件につき調停を行う活動」であり、基層人民政府の司法助理員による調停が主なものとされる。

また、住民が紛争解決制度に頼らず、直接に共産党、行政、立法機関に陳情することが制度として認められており、「信訪」と呼ばれる。先行研究では、信訪には情報伝達、政治参加および紛争解決の三つの機能があるとされるが、近年は紛争解決に重点が置かれているようである。環境保護の領域についても、条例改正を受け2006年に「環境信訪弁法」が部門規程として制定されている。弁法では、「環境信訪」を「書面、電子メール、ファックス、電話、訪問等の形式で」、「建議、意見、陳情」を行うことと定義されている(2条2項)。西安市環境保護局幹部職員とともに行った座談会では、来訪や書信は少なく、電話(12369専用電話)、メールによるものが多いこと、苦情の電話受付については2006年に苦情処理センターを設け、多くの案件を受け付けていることを把握できた。これらについて、環境問題は特に汚染発生メカニズムが専門的で複雑であることもあり、参加する公衆側の学習による知識の向上、そのための一定の識者やコンサルタントの存在、さらには一般の公衆にわかりやすく内容を解説し提示するNGO・民間団体などのコミュニケーションの存在が不可欠である。

(9).環境公益訴訟

2013年2月に、京都で環境公益訴訟ワークショップを開催した。中国から北京大学・汪勁教授および王社坤副教授、中華環境保護連合会・馬勇部長を、大阪大学・大久保規子教授と村松昭夫弁護士を招聘し、意見交換した。環境公益訴訟(Environmental Public Interest Litigation)とは、係争事案に直接

利害を有しない原告が、環境という公益の保護を目的として、行政機関または環境利用行為者を被告として法院に提訴することを認める行政訴訟または民事訴訟を指す。環境公益訴訟の多くは、公衆またはNGOが環境公益のために原告として提起するものであり、そのため市民訴訟(Citizen Suits)とも呼ばれる。改正環境保護法は公益訴訟について「環境汚染、生態破壊、社会公共利益に害を与える行為」について、法に基づき区を設けた市級以上人民政府民政部門に登録していること、かつ環境保護公益活動に連続して5年以上従事し違法な記録がない公益組織(NGO)に訴訟の提起を認めた。全国で300あまりの組織が対象になると想定されている。同訴訟については無錫、貴州、雲南に環境保護法廷が設置され、中華環境保護連合会が既に提起し勝訴判決を得ている案件もある。しかし、最近は受理されないとの情報もあり今後の動向を注視する必要がある。

(10).総括

研究全体を通じ、得られた知見は以下のとおりである。

生態文明の提唱や環境保護法改正などの法政策からは、国が前面に立ち環境改善政策を推進するとの決意は高まっている。

国家体制上、共産党指導で西欧型の三権分立のない中国において、環境紛争を解決する手段として行政上の手続きが多用されている。司法手続きに対しては独立の問題もあり正義と公平に基づいた判決が出されることは難しい。

環境保護行政部門の権限は弱く、党政府幹部の任命についても経済発展の指標が中心に評価されており、とりわけ地方政府における環境保護を推進する体制が不備といえる。

環境情報の公開は環境影響評価制度などで進みつつあるが全体としては限定的である。また、集団での抗議などの形態をとれば社会治安の関係から抑え込まれる。

環境NGOに対する規制は厳しいものの、地方においても一定の知識と力量を持ったNGOが出現している。

生活水準の向上とともに、よりよい環境を求める住民の声はますます高まることが予想される。情報公開や公衆参加に果たす役割が期待されるが、国家体制の違いもあり欧米国家や日本とは異なる中国特有の道を歩むものと思われ注視すべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者および連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計52件)

北川秀樹、中国の環境政策とガバナンス、龍谷政策学論集、査読無、4巻1号、2014年、19-42頁。

http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/10519/5867/1/r-se-rn_004_01_003.pdf

北川秀樹、中国環境影響評価制度の進展と

課題、環境法研究、査読無、2号、2014年、117-150頁。

Tokimatsu, K., Yasuoka, R., Nishio, M., & Ueta, K. (2014). A study on forecasting paths of genuine savings and wealth without and with carbon dioxide constraints: development of shadow price functions. *Environment, Development and Sustainability*, 査読有, 16(3), pp.723-745, <https://www.deepdyve.com/lp/springer-journals/a-study-on-forecasting-paths-of-genuine-savings-and-wealth-without-and-with-carbon-dioxide-constraints-development-of-shadow-price-functions>

Pollitt, H., Park, S. J., Lee, S., & Ueta, K. (2014). An economic and environmental assessment of future electricity generation mixes in Japan—an assessment using the E3MG macro-econometric model. *Energy Policy*, 査読有, 67, pp.243-254, <http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0301421513012627> <<http://dx.doi.org/10.1016/j.enpol.2013.12.018>>.

櫻井次郎、中国における環境公害被害者救済の阻害要因についての一考察-「不立案問題を中心に」、神戸大論叢、査読無、64巻4号、2014年、97-108頁。

櫻井次郎、中国の公害環境訴訟、環境法研究、査読無、2号、2014年、169-192頁。

但見亮、「憲政」と「依憲執政」-「中国夢」の「法治」を考える、一橋法学、査読有、13巻2号、2014年、93-124頁。

但見亮、「中国夢」-習時代が求める「信仰のかたち」、中国研究月報、査読有、68巻5号、2014年、12-24頁。

相川泰、環境問題における日中民間協力の現状と課題、市政研究、査読無、185号、2014年、56-64頁。

知足章宏、現代中国におけるクロム公害の様相-汚染被害の実態と構造的要因、人間と環境、査読有、40巻1号、2014年、19-32頁。

何彦旻、再生不能資源の課税制度の国際比較、国際公共経済研究、査読有、25号、2014年、49-66頁。

李妍焱、中国における自然学校の動向、環境教育、査読有、23巻3号、2014年、29-36頁。

Soocheol Lee and Kazuhiro Ueta, *Energy Taxation and Low-Carbon Economy, Low-carbon Economics, World Scientific*, 査読無, 1巻, 2013年, 207-222頁。

櫻井次郎・知足章宏、中国における大気汚染対策と北京市の取組み、環境と公害、査読無、43巻1号、2013年、51-55頁。

奥田進一、草原保護法政策の変遷と環境負荷、現代中国法の発展と変容、査読無、1巻、2013年、293-317頁。

何彦旻、中国の資源関連税制の現状と性格-資源課税の理論からの考察、龍谷政策学論集、査読有、2巻2号、2013年、27-49頁。

何彦旻、中国の資源税制度の展開と成果、国際公共経済研究、査読有、24号、2013年、29-44頁。

李妍焱、中国における環境問題に取り組む市民参加の組織について、季刊中国、査読無、114号、2013年、43-55頁。

金紅実・張忠任・劉臻、中国生態公益林補償制度における政府間財政移転、総合政策論集、査読有、26号、2013年、13-28頁。

北川秀樹・富野暉一郎・金紅実・櫻井次郎、中国と日本の環境保全制度と公衆参加に関する考察-環境影響評価制度を中心に、龍谷大学国際社会文化研究所紀要、査読無、14号、2012年、43-61頁。

21 北川秀樹、中国の環境法政策、資源環境対策、査読無、48巻5号、2012年、25-33頁。

22 但見亮、中国の行政不服審査制度改革、一橋法学、査読有、11巻3号、2012年、167-202頁。

23 奥田進一・文元春、中国における環境被害者救済メカニズム樹立のための新たな試み、拓殖大学論集、査読有、15巻1号、2012年、77-95頁。

24 知足章宏・櫻井次郎・羅星仁、中国における廃電気電子機器政策-現状と課題、中国研究月報、査読有、66巻12号、2012年、21-33頁。

25 奥田進一、中国の環境汚染責任法制に関する一考察、環境法体系、査読無、2012年、1089-1104頁。

26 李天宏・知足章宏・劉哲、中国山東省における水汚染新基準と生態補償制度-南水北調東線プロジェクトとの関連から、立命館社会システム研究、査読有、23号、175-195頁。

〔学会発表〕(計40件)

北川秀樹、中国における環境法政策の執行とガバナンス、日本環境学会第40回研究発表会、2014年6月22日、東京農工大学(東京都)。

Yanmin He “An analysis of China’s 2011 Coal Resource Tax Reform” 15th Global Conference on Environmental Taxation, September 24-26, 2014, Copenhagen, Denmark,

何彦旻、中国の政府間租税関係と資源税、日本財政学会第71回大会、2014年10月26日、中京大学(愛知県)。

知足章宏、中国の大気汚染をめぐる地域間格差と構造的課題 - 北京市・天津市・河北省を事例に、日本環境学会第40回研究発表会、2014年6月22日、東京農工大学(東京都)。

知足章宏、現代中国における大気汚染をめぐる地域経済構造の変容 - なぜ河北省の大気汚染が最も深刻なのか、環境経済・政策学会2014年大会、2014年9月14日、法政大学(東京都)。

李妍焱、下から構築される中国社会：『市民社会』という枠組みの可能性と限界、日中

社会学会第26回大会、2014年6月8日、大同大学(名古屋)。

北川秀樹、最近の中国環境政策-特徴と課題-、総合地球環境学研究所第35回中国環境問題研究拠点研究会、2013年9月18日、総合地球環境学研究所(京都市)。

Kazuhiro Ueta, Ecological Civilization, Green Growth and Sustainable Development, CASS-JSPS Forum 2013(招待講演), October 11, 2013, Chinese Academy of Social Science(Beijing).

知足章宏、現代中国の公害とグローバル経済-雲南省陸良県興隆村におけるクロム公害を事例に、環境経済・政策学会2013年大会、2013年9月22日、神戸大学(神戸市)。

Akihiro Chiashi "A Cancer Village and the Structure of Industrial Pollution in China: the Case Study of Xing Long Village Yunnan Province", 14th Global Conference on Environmental Taxation, October 18, 2013, Shiran Kaikan, Kyoto University(Kyoto).

何彦旻、中国の資源税制度と政府間財政関係、日本地方財政学会第21回大会、2013年5月18日、専修大学(東京都)。

Yanmin He "Effects and influence of the 2011 China resource tax reform: A case study in Xinjiang." 14th Global Conference on Environmental Taxation, October 17, 2013, Kyoto University(Kyoto)..

何彦旻、再生不能資源の課税制度の国際比較、国際公共経済学会第28回研究大会、2013年12月7日、慶應義塾大学(東京都)。

奥田進一、法意識から理解する中国、拓殖大学公開講座(招待講演)、2012年10月13日、拓殖大学(東京都)。

知足章宏、中国における低炭素都市政策の動向と課題-雲南省を中心に、環境経済・政策学会2012年大会、2012年9月15日、東北大学(仙台市)。

〔図書〕(計18件)

北川秀樹(編著)、成文堂、2015年、中国乾燥地の開発と環境-自然、生業と環境保全-、2015年、337頁。

北川秀樹・窪田順平(編著)、白桃書房、流域ガバナンスと中国の環境政策-日中の経験と知恵を水利用と環境保全の調和に生かす-、2015年、278頁。

植田和弘・大塚直、放送大学教育振興会、環境と社会(新訂版)、2015年、265頁。

知足章宏、昭和堂、中国環境汚染の政治経済学、2015年、197頁。

何彦旻、中国の資源税、京都大学学術出版会、2015年、212頁。

奥田進一(編著)、成文堂、中国の森林をめぐる法政策研究、2014年、310頁。

北川秀樹・石塚迅・三村光弘・廣江倫子(編

著)、成文堂、現代中国法の発展と変容、2013年、360頁。

北川秀樹(編著)、晃洋書房、中国の環境法政策とガバナンス-執行の現状と課題-、2012年、257頁。

李妍焱、岩波新書、中国の市民社会-動き出す草の根NGO、2012年、222頁。

〔その他〕

ホームページ「北川秀樹環境研究」<http://www.policy.ryukoku.ac.jp/~kitagawa/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北川 秀樹(KITAGAWA, Hideki)

龍谷大学・政策学部・教授

研究者番号：60360252

(2) 研究分担者

・植田 和弘(UETA, Kazuhiro)

京都大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：20144397

・奥田 進一(OKUDA, Shinichi)

拓殖大学・政経学部・教授

研究者番号：60365864

・櫻井 次郎(SAKURAI, Jiro)

神戸市外国語大学・外国語学部・准教授

研究者番号：40362222

・但見 亮(TAJIMI, Makoto)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20367121

(3) 連携研究者

・相川 泰(AIKAWA, Yasushi)

鳥取環境大学・環境情報学部・准教授

研究者番号：90412155

・知足 章宏(CHIASHI, Akihiro)

立命館大学・産業社会学部・講師

研究者番号：90515256

・何 彦旻(HE, Enmin)

京都大学・先端政策分析研究センター・研究員

研究者番号：10744021

・張 忠任(ZHANG, Zhongren)

島根県立大学・総合政策学部・教授

研究者番号：70326403

・李 妍焱(LI, Yanyan)

駒澤大学・文学部・教授

研究者番号：90348889

・通山 昭治(TORIYAMA, Syoji)

中央大学・法学部・教授

研究者番号：70197854

・金 紅実(JIN, Hongshi)

龍谷大学・政策学部・准教授

研究者番号：10619420

・窪田 順平(KUBOTA, Jumpei)

総合地球環境学研究所・教授

研究者番号：90195503